

教えて! 共済さん

医療費が高額になるときは?



医療費が高額になったときの自己負担額

患者負担を軽減するために、「一部負担金払戻金(家族療養費附加金)」という制度があります。

- (組合員)一部負担金払戻金
- (被扶養者)家族療養費附加金

$$\text{支給額} = \text{自己負担額} - 25,000\text{円}^{*2}$$

※2 標準報酬の月額が53万円以上の人は50,000円
【注意】診療報酬明細書1枚ごとに計算し、1,000円未満になるときは支給されません。

「限度額適用認定証って?」

例えば 1か月に総医療費100万円(自己負担額30万円)がかかったときの窓口負担額

- 認定証あり 約9万円^{※1} **自己負担限度額を負担**
(高額療養費の計算式より)
- 認定証なし 30万円^{※3} **いったん3割を負担**

認定証を利用すると窓口負担は大幅に軽減

※1 標準報酬の月額による所得区分により自己負担限度額が変わります。詳細については、下記の共済組合HPをご覧ください。
※3 認定証がない場合も後日、共済組合から払い戻されるので、最終的な自己負担額は変わりません。(左記参照)

限度額適用認定証が必要なときは…

「限度額適用認定申請書」を共済組合へ提出してください。
【注意】お手元へ届くまでに1週間程度要するため、余裕をもって申請してください。

制度内容および申請書のダウンロードは共済組合HPをご覧ください。

ホーム → 病気・ケガ・事故・災害 → 自己負担額が高額になったとき

